初診時・再診時の選定療養費料金改定のお知らせ 2022 年 10 月1日~

一般病床200床以上の地域医療支援病院を、紹介状なしで受診する場合などにおいて、診療費とは別に「初診・再診時の選定療養費の徴収」が義務づけられています。 健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬改定により、料金改定されますので、お知らせいたします。

| 初診時選定療養費 | 医 | 改定前 5.500 円 |
|----------------------------|------------|----------------|
| 他の医療機関からの紹介状を持たず | 医 科 | 改定後 7,700円(税込) |
| に、当院を初診で受診される場合 | 歯科 | 改定前 3.300 円 |
| | | 改定後 5,500円(税込) |
| 再診時選定療養費 | 厍 | 改定前 2.750円 |
| 状態が落ち着き、他の医療機関へ文書 | <u>医</u> 科 | 改定後 3,300円(税込) |
| によりご紹介後も引き続き当院での診 | 枋 | 改定前 1.650円 |
| <u>療を希望し受診される</u> 場合 など | 歯 科 | 改定後 2,090円(税込) |

ただし、以下に該当する場合等は徴収対象外となります。

- 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- 特定健診、がん検診などの結果により精密検査の指示があった場合
- 救急受診の場合
 - ※ 救急受診であっても医師が緊急性を要しないと判断した場合は徴収対象
- 災害による被害による受診の場合
- 生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象になっている場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費の場合
- 外来受診後, そのまま入院となった場合

など